

香川県立高松東高等学校 部活動に係る活動方針

部活動は、学校教育の一環として教員等の指導の下、生徒の自主的・自発的に行われる活動であり、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い育てることに役立つものである。

本校においては、平成31年3月に香川県教育委員会によって定められた「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」に基づき、香川県立高松東高等学校の部活動に係る活動方針を以下のように定める。（「香川県立高松東高等学校 部活動ガイドライン」から抜粋）

1 運営について

- (1) 部顧問は、より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら部活動を運営する。
- (2) 部顧問は、年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、保護者にも周知する。

2 活動時間及び休養日

- (1) 原則として通常練習においては、平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。学校の休業日に大会参加や練習試合等で1日の活動時間を超える場合は、翌週に休養日を設けるなど生徒の健康面に配慮する。
- (2) 原則として学期中は週当たり1日以上休養日を設ける。また、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設けるなどして、年間52日以上休養日を確保するように努める。
- (3) 定期考査発表期間及び定期考査中は、活動時間の短縮や休養日を設けるなど、学習時間の確保に努める。

3 指導について

- (1) 部顧問は、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる。また、部活動をとおして生徒の体力や技術力を向上させるとともに、「あそふじ教育」や規律ある活動をとおして生徒の生活習慣の確立と人間力の育成に努める。
- (2) 体罰は、いかなる場合にも絶対に許されない行為である。また、体罰のみならず、生徒の人格を否定するような発言や行為も許されないものであり、体罰やハラスメントのない指導を行う。

4 安全管理・事故防止

部顧問は、事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い安全管理に努める。事故発生の場合は、本校の定める「救急処置計画」及び「救急体制」に従って適切な対応をとる。